

# 太陽

明治三十三年  
五月五日發行

第九卷  
第九號

日 曜 日

月 五

二 日  
十六 日  
三十 日

九 日  
二十三 日

## 政治

黨派に局せず朝野を問はず、苟も時事に痛切にして國政を機補すへき名士の論説を首とし、名士の訪問月且より廣く内外の時事論評に及ぶ、皆公平を主とし一方に偏せざらんことを期す。

### 論 說

#### 營業稅の弊害、俗吏の惡風

島田 三郎

官吏が自己の位置を守るに汲々として公利を度外視するの惡風増長するに至れば、假令其人惡意なく、其法必ず不良にあらざるも、天下意外の不便を受けて、政府怨の中心となるを免れず、治道を思ふの士切に意を此點に注がざる可からず、

予は近日收稅の件に關し、大に此惡風の増長して民憂を爲すを見るなり、其極恐らくは人心の離背を招くに至らん、吾人は大聲疾呼して俗吏が社會を擾るの弊を

公言し、以て當局の警省を促さる可からず、

營業稅の實行に於て、天下冷血の收稅吏に困めらるゝや、各地其苦情を叫ばざるなし、予が親く知る所の二三の例を擧げて其實況の一斑を示さん、横濱生絲賣込商は、多年の慣習として地方の製絲家に年々貸金を爲せり、製絲家は原來農家が桑樹を植ゑし舊慣より生長したる者にして、資本の融通に不便なる位置に立つが故に、賣込商の手を経て借り出せる資金を以て繭を仕入れ、之を生絲にして横濱に送り、外人に賣込みて後、前借に對するの精算を爲す者なり、此貸金は賣込商が生絲を引受くる豫約金として見るべく、其實際無抵當の貸金なるが故に、萬一絲價の變動に遭へば、精算の時償還せられざるとあり、且此貸金たるや賣込商自

己の金は些少の部分に居り、多くは銀行より借出し、之を製絲家に貸す者にして、銀行に對する責任は賣込商之に當らざる可からず、無抵當にして且危険多き貸金は、賣込商が好みて爲す者に非ずと雖、從來の慣習此の如くにして、之を爲さざれば生絲を獲る能はず、換言すれば仲買營業を爲す能はず、故に此種の貸借は仲買營業を構成する必須の一部にして、仲買業者と分離し得ざる者なるに、政府否没埋的收稅吏は、之に貸金營業税を課せんとして曰く、賣込商は仲買兼貸金營業なりと、乃ち

仲買商として報償金額百分の一及び従業者一人毎に金一圓を納めしめ、更に貸金兼業者として資本金千分の二建物貸賃價格千分の四十を課せんとせり、之を銀行と比較するに、純然たる貸金業なる銀行に對しては、資本金及び積金を標準として之に課するのみ、借入れ金又は預かり金等を利用するも之に課税せず、然るに賣込商には、依托販賣必要の一部たる借入れ金(即ち銀行より借入れて製絲家に前貸する金額)に課税せんとせり、其條理に背くと一見して辨知し得べし、抑前貸金は仲買商に當然の行爲として、法律が許可する者たるは商

法第四百六十三條に明文あり、其文に曰く、  
 仲買人の必要の前貸金を滞滞なく交付せられ又ハ差引より生ず可き自己の請求に對する引當を有し若くは擔保を得たるときは總て其營業に屬する委任を引受くる義務あり  
 商法の明文此の如し、苟も文字の意義を解し、條理の何者たるを辨ずる徒は、誰れか此理を知るを難しとせんや、然るに彼沒埋的收稅吏は、頑然として擅制家の口隊を弄し、我は兼業と見認む、我は唯大藏省の指令あるを知るのみ、天下此外顧みるに足るの條理あらんやと、而して人民之を辨明すれば、彼沒埋的收稅吏は曰く、不服ならば之を行政裁判に訴へよ、我は唯課税を命ぜんのみ、其他を知らざるなりと、

新瀉縣に於ては、大農其小作人に資金を前貸するの慣習あり、小作人は之によりて出來秋收穫迄の家計を支へ、之によりて老に事へ、之によりて幼を養ふ者にして、即ち生活を續くる必須の費用なり、之れ無ければ耕す可からず、之れ無ければ蒔る可からず、秋穫の期に至り、冬藏の時に及び、其米を賣り、以て前貸借を精算す、是れ地主と小作人との間に缺く可からざるの關係にして、農家の地租も、所得税も、地方税も、皆此關係存するが爲めに生出する者なるに、彼沒埋的收稅吏は、此貸金を見認めて貸金營業と爲し、之に對す

る資本金千分の二、建物貸賃價格千分の四十を課せんとし、人民此習慣の已む可からざるを辨ずれば、彼曰く、不服ならば之を行政裁判に訴へよと、冷然として顧みる所なし、  
 福井縣は、海外輸出の羽二重織物を産する機業地方なり、其五百圓以上の機械を所有する者に課するに工業税を以てするは當然なりと雖、五百圓以下の機械を有する者に販賣税を課せんとしたるは何事ぞや、機業家は何の職業なりや、五百圓以上の者には製造業として之に課税し、其以下の者には販賣業として課税するは、此職業に通ずる一定の見解なき者にして、唯營業税法第四條に、

資本金額五百圓未満の者又は職工勞役者を通じて二人以下を使用せざる者には營業税を課せず

とありて、資本の小さな者には製造税を課する能はざるが故に、五百圓以下の者を販賣業に組込たるに過ぎず、是れ營業あるが爲めに税を收むるに非ずして、税を收むる目的の爲めに擅に營業を割裂するなり、而して其結果左の怪象を呈するに至る、製造業は資本金に課税し、販賣業は賣上金に課税するが故に、五百圓未満の者は五百圓以上の者より多額を徴せらる、其非

理横斂盲行暴戾豈驚くべきに非ずや、

有價證券即ち公債鐵道株券等を所有する者が、新たに起りたる會社に加入し、拂込金を要することありて、從來所持する所の公債及び鐵道株を賣拂ひたるに、是を以て販賣業に該當するものと爲し、之に向て税を課せんとせり、是れ新瀉縣に起りたる事柄にして、其不當を鳴らすと雖容易に許さず、嗚呼是をしも販賣業の部に屬すとせば、中等以上の資産ある者、皆販賣業税を課せらるべく、華族等一人も販賣業商たらざる者なかるべし、收稅吏の沒埋的陋風實に許するに辭を得ざるなり、蓋し彼等の胸中唯一錢も收入の多からんを欲する外、他の心腸あることなく、法文の意義、條理の分解、一も其胸底に存せざるなり、昔時封建擅制の世、獄吏の囚人に對するや、唯首服して刑を受くる者の多きを功となし、楚撻鞭笞の下に無辜を苦めたると一般の狀無くんばならず、

保險會社に責任積立金なる者あり、被保者一人に對し若干の金を積立て、死亡に隨ひ其中より拂出す者にして、資本金と全く種類を異にす、積立金の名ありと雖其性質は會社の負債にして、何時拂出すも計られざる者なり、不幸にして被保者天災又は流行病に遭ひ、一

時に多數の死亡あらば、其大半又は全額を支出するも計られざる者なり、(全額を拂ひ出すとは實地之なしとするも、理論に於ては此事あり得べしと假定すべき金なりとす) 彼没理的收税吏は、積立金の名稱あるに乗じ、之に資本金一様の税を課せんとす、而して保險會社其金の性質を辨解するも、彼等は惘然として曉らず、頑乎として顧みず、我は我所見によりて課税すと主張し、遂に收税吏と會社の間に争論を啓きたるは、近日東京市内に結びて解けざる紛議なりとす、

以上は全國中收税吏と人民の間に起れる争論中、九牛の一毛を擧ぐるのみ、若し夫れ貸貸家屋の價格を實際賣價の五倍十倍となし、妄りに不當の課税を爲さんとする如きは、各地皆然らざるなし、販賣金額を過度に算定し、人民其不當を訴ふる時は、帳簿を案検すと稱し、店頭を占領し業務を妨害し、甚きは帳簿を持ち去りて全く商業を中止するの已むを得ざるに至る、是に於て其過度の課税を承諾して、僅に帳簿の返還を請ふが如き、吾人の頻々として聞く所なり、營業税に關する全國の愁怨、今日實に其極に達すと云ふべし、

以上列擧したる横濱新潟福井東京の紛議中、横濱の賣込商は書を大藏大臣に呈して其非理を訴へ、予も亦實

地此件に關して大臣に其事實と收税の不都合なる所以を分疏したるに、大臣は之を當然の抗辨として其處分を爲すべしと約したるに拘らず、當局の吏僚は言を左右に托して未だ公然其結着を告ぐるに至らず、多年屬僚が實權を僭有するの陋風尙ほ止まずして、大臣の肯諾も實地の政治を決するの明快を見る能はざるなり、亦以て行政の廢頽せる一端を窺ふべし新潟及び福井の件は、地方の總代出京して東京の有志を介し、之を大臣に告げ、幸に收税吏に訓令して其横暴を止むるを得たるも、百里の外に總代を出し、業を抛ち、金を費して、奔走せる其勞實に多しとす、東京保險會社は、争論尙ほ熾にして、遂に行政裁判に訴ふるに至らん、是れ今日營業税に關する弊害の一斑なり、蓋し租税は法律に一定の額あるを便なりとす、此標準なく、認定權によりて一輕一重すべき者は、弊害多き税法なり、然れ共其地方税として之を徵收する間は、檢定者民間の情狀を酌諒するの位置に居るが爲めに、甚き不當苛酷の弊なしと雖、一旦之を國税として彼没理的的小吏俗物の檢定に委ぬ、如何ぞ此不都合を生ぜざらんや、所得税は其額を税吏の檢定に決せずして、調査委員の査定に委ぬ、是れ其額を法律に豫定せざるも、此弊を免る

る所以なり、然るに營業税は之に反す、是れ實地に於て税額を法律に定めずして、税吏の胸臆に決せしむる者、換言すれば立法の實權を輕輩の俗吏に移したるに同じ、税法中惡弊の甚き者、營業税に過ぐる無しと斷言するも、決して失當の評言にあらず、

予は小吏俗吏が惘然事理を解せざるが爲め、小民が如何なる困難を受け、政府が知らざる間に如何なる怨府となり、其極社會の紛擾を生ずるかを示さんが爲めに、左の一事を實例に擧げん、彼の足尾銅山鑛毒事件は、社會を驚擾して天下の視線を此問題に集めしむ、而して民心の不安地方の不穩容易に鎮定に歸せざるなり、其事件中に包含せらるる、諸般の混雜は、機を見て別に細論公示せんとを期すと雖、此には唯徵税に關する一點を擧げん、鑛毒の爲めに荒廢に歸したる田島の免租を請ふ者あり、其理由を記して之を税吏に告ぐれば、税吏は地租條例に鑛毒に關するの明文無きを以て、單に水害として申請せよといふ、人民は事實水害にあらずして、鑛毒の害浸水の害より甚きが爲めに、水害として申請する能はずといふ、是に於て免租の事行はれじたるに、尙ほ數年間毫も減免せられず、男は僱作し、

婦は織布して、地租を納め、遂に菜色窮餓一家離散するの慘狀に陥れり、小吏原とより理義の何者たるを解せず、法文を墨守して免租せざるも怪むに足らず、然れ共此地の總代嘗て大藏省に訴へ、次官田尻稻二郎を見て、其狀を陳疏するも、彼等小吏の口喙を學びて、法文此の如くなれば如何ともする能はずと、冷然として答へたりといふ、彼れ原と一介の俗物、迂濶の書生、通達之才無しと雖、亦次官の椅子に居り、時としては大臣に代りて省務を處理する者にあらずや、法文此缺點あらば、何ぞ鑛毒に對する特別の處分を案して、立法上の補濟を講ぜざるや、彼れは甘じて收税吏と伍を爲して法文を株守し、小民の實際に究困するを冷眼視し、税を不毛の地より徵するの非理酷虐なるを思はず、怨の民間に鬱結して、政府の不利たるを曉らざるは、何事ぞや、俗吏の大弊を辨せざる大弊此の如きなり、今や缺點多き營業税法は、小吏に誤用せられ、俗吏は其の關する所にあらずと、冷眼視し、閣臣は藤々として其如何の狀たるを曉らずと雖、地下に鬱結するの愁怨は、抑何れに向ひて集るべきや、昔者安石文字を解して民情に通ぜず、青苗の法を布きて以て先王の遺意に適へりと爲せしと雖、其下に奔走する小吏俗吏は、

之によりて天下を苦め、遂に民心の離叛を招けり、營業稅の缺點多くして小吏俗吏の天下を苦むると、吾人其青苗法に減せざるを信するなり、

## 貨幣制度の改革に就て

和田維四郎

記者曰く、本編は先頃日本礦業會總會の席に於て、和田君の演説せられたる論旨を筆記したるものなり、幣制改革の議一たび起りて以來、財政上より利害得失を論じたる者甚だ多しと雖も、金銀產出額の上より、礦業専門家の細かに之を論じたる者は、未だ曾て之あらず、故に其論往々暗中摸索に類するものあり、幸に君が我國礦業の泰斗として、具さに之を論せらる、頗ぶる世の隱見を啓くに足る、因りて請ふて此に掲ぐることを爲せり、若しも本筆記にして君の論旨に異る所あらば、是れ記者の罪なり、

我國の貨幣本位を改むるの利害得失は、余は今之を説かず、唯だ海外に於て幣制改革の爲に如何なる經歷を爲したるか、又日本の舊來の經歷に徴し、今日幣制を改革するときは如何なる結果を呈すべきか、之に就て余は内外人の調査したる結果を此に述べ、以て世論の參考に供せんと欲するなり、若し夫れ此の調査の結果を以て、今回幣制改革の利害を判断するは、一に諸君の見る所に任す、抑も貨幣にして用ふる所の物價は、時々の古今と國の文

野によりて同じからず、上古には或はスバルタ國に於て鐵を貨幣に供し、南洋諸島にては貝を貨幣に使用し、緬甸にては、珠玉を以て殆ど貨幣と同じく銀行其他に於て信用の抵當に充て、近年露西亞にては、白金を用ゐたることあるも、此の如きは異例にして、普通には金銀を用ふること東西古今殆ど皆其揆を一にす、而して金銀兩種の中、何れを以て貨幣と爲すを最も可とするかの問題は、最近二十四五年以來囂しくなれり、即ち千七百七十三年獨佛戰爭の結果、獨逸は勝て償金を得、之を利用して金貨本位の制に改めたり、之が爲に金價は俄に騰貴し、爲に激しき影響を歐洲大陸に及ぼし、其餘波は、終に歐洲各國をして金貨制度に改めざるときは、貿易上甚だしき影響を受けしめんとするに至りたり、此に於て羅甸同盟の諸國は、銀貨の使用を制限し、千八百七十五年の間に於て、和蘭瑞西の二國は先づ金貨制度に移り、九十三年に至り、印度もまた銀貨の自由鑄造を廢して、一種の折衷制度と爲すに至りぬ、此の如く各國の銀を棄て、金を採るが爲に、金價は甚だしく騰貴し、其結果金貨國と銀貨國との間には、經濟上至大の變動を生じ、即ち金貨國に於ては諸物價下落して輸出を減じ、之と正反對に、銀貨

國に於ては輸出を増加し、當時物價も幾分か騰貴したるも、其騰貴の程度は金貨國の下落するほど激甚ならざりしが故に、概して銀貨國は經濟上に利益を得たり、其物價變動の程度を云へば、英獨米の三金貨國に於ては、七十三年の物價を百として九十三年までに、諸物價漸次に下落し、其の最も甚しきは三四割に達したり、又銀貨國に於ては之に反し、七十三年の諸物價を百として、最も騰貴したる年に於て一割五分なりき、即ち金貨國の下落は甚しく、銀貨國の騰貴は比較上小なり、若しも其時と物とに就て一々研究せば、他にも種々の原因あるべきも、要するに金貨國にては廿年間に平均二割以上の下落を來たし、銀貨國にては平均零、六割の騰貴なり、之を各年に別ちて調査するに左の如し、

年次	金貨國(英獨米) 平均相場	銀貨國(印度支那日本) 平均相場
一八七三	一〇〇	一〇〇
一八七四	九六	九九
一八七五	九一	一〇〇
一八七六	八八	一〇四
一八七七	八七	一〇八
一八七八	八七	一一〇
一八七九	八七	一一二
一八八〇	八七	一一三
一八八〇	八六	一一三

一八八二	八五	一一〇
一八八三	八四	一一〇
一八八四	八三	一一〇
一八八五	八二	一一〇
一八八六	八二	一一〇
一八八七	八二	一一〇
一八八八	八二	一一〇
一八八九	八二	一一〇
一八九〇	八二	一一〇
一八九一	八二	一一〇
一八九二	八二	一一〇
一八九三	八二	一一〇
一八七四年乃至一八九三年平均	七九、六五	一〇六、三五

右の統計に徴するに、或は金貨國の物價下落を以て金の騰貴にあらずと説く人もあるべしと雖も、余が調査したる所によれば、専門家の多數は、金の騰貴の爲に物價を下落したりと爲す者多きに居るもの、如し、而して此に金銀價格の變動に就て、金の騰貴せるか、銀の下落せるかの疑題あり、此事は標準とする物の異なるによりて違ふものとす、若し夫れ金を標準とせんか、銀の下落となるべし、又諸物價を標準とせんか、金は甚だしく騰貴し、銀は少しく下落したりといふ結果となる、而して余輩は諸物價を標準と爲すこと最も穩當なりと信す、